

大田区新基本計画策定懇談会設置要綱

令和元年 7 月 9 日

31 企企発第 10275 号区長決定

(設置)

第 1 条 大田区が新たな基本計画（以下「新基本計画」という。）を策定するに
当たり、その参考となる意見を求めるため、大田区新基本計画策定懇談会（以
下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 「おおた未来プラン 10 年（後期）」の実績及び成果の検証に関すること。
- (2) 新基本計画の基本的な考え方、施策体系等に関すること。
- (3) その他新基本計画の策定に関して必要なこと。

(構成)

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する 21 人以内の委員を
もって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 区民代表
- (4) 区議会議員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(会長)

第 5 条 懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(運営)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の合意があったときは、非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第8条 前条の規定により懇談会の会議を傍聴しようとする者は、会議の当日に会場の受付に申し出るものとする。

2 会長は、懇談会の運営に支障があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

3 傍聴に際しては、会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。

(顧問)

第9条 懇談会における検討に関し、必要な助言及び協力を求めるため、懇談会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、区長が委嘱する。

3 顧問は、懇談会の委員を兼ねることができないものとする。

4 顧問は、懇談会に出席し、新基本計画の策定に向けた検討に関する助言及び協力を行うものとする。

(庶務)

第10条 懇談会の庶務は、企画経営部企画課が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。